

熊本県歯 28年度 No.4

2017 .1.31発行

国保だより

従業員の方にもご回覧ください。県歯会ホームページからも閲覧できます。

交通事故等で国保を使用する場合の届出

交通事故等の被害者は、本来、治療費を加害者(第三者)が支払い、ケガの治療をすることになりますが、加害者がすぐに損害賠償をしてくれない等の場合には国保で治療を受けることができます。

しかし、国保からの給付はあくまで一時の立て替えとして治療費を出して、その後に加害者に請求しますので、国保を使用する場合は必ず本組合へ届け出ることが必要です。

■ 交通事故の場合

① 警察に届け出る
「交通事故証明書」をもらってください



② 本組合に連絡する
第三者行為の届出書類をお渡します



※ 届け出る前に加害者と示談を結んでしまうと、内容次第で本組合が加害者に対して請求ができなくなります。示談を結ぶ前に必ず届け出てください。

交通事故以外でも、他人の犬に咬まれたり喧嘩でケガをしたりして、国保を使用して治療する場合は、本組合へ届け出る必要があります。

第三者行為の届出に関して、詳しくは別添のリーフレットをご覧ください。

法令遵守（コンプライアンス）について

熊本県歯科医師国民健康保険組合は、我が国の公的医療保険制度の一翼を担う公法人であり、その使命を果すための社会的責任を負っています。このため、国民健康保険法その他の関係法令並びに組合規約、諸規程の規定に沿った事業運営が求められており、社会的な信頼を決して損ねることのないよう健全な組織運営に資する不断の努力を求められています。

国保組合は、国民健康保険法（昭和 33 年法律第 192 号）に基づき、主たる事務所の所在地の都道府県知事の認可を受けて設立され、都道府県知事の認可を受けた規約において定めた同種の事業又は業務に従事する者で、当該国保組合の地区内に住所を有する者を組合員として組織することとなっており、国保組合が行う国民健康保険の被保険者は、これらの組合員及びその世帯に属する者とされています。国保組合が法令を遵守し、組合員資格の適正化を確実に図るため、本組合では平成 25 年 7 月に組合員の資格確認調査を実施しています。今後も定期的（次回は平成 29 年度実施予定）に組合員の資格確認調査を行います。被保険者資格を管理することは保険者としての重要な責務でもありますので、ご理解ご協力の程よろしくお願い申し上げます。

1. 組合員の資格取得後の定期的な確認

- ・組合員は、熊本県歯科医師会会員であって、歯科医業又は業務に従事する歯科医師とその医療機関の業務に従事する者で規約第 4 条の地区内に住所を有する者。
- ・家族は、組合員と同一世帯で生計を共にし、住民票に記載されている者。

2. 健康保険適用除外承認申請の取扱い

- ・法人または 5 人以上の強制適用事業所における適用除外承認の申請手続き。
- ・健康保険の適用除外承認申請は、「事実の発生から 14 日以内」に年金事務所の承認を受け、速やかに本組合に『健康保険被保険者適用除外承認証』の写し(受付印があるもの)を提出。

3. 資格喪失の届出（原則 14 日以内に、資格喪失届に被保険者証を添えて提出）

- ・歯科医業又は業務に従事しなくなる者。
- ・規約第 4 条に規定されている地区外に転居する者。
- ・組合員の世帯から外れる者（家族）。

平成 29 年 1 月 31 日

熊本県歯科医師国民健康保険組合

特定保健指導をご活用ください

県歯会主催の健康診断を受診された方(40歳～74歳)で、保健指導が必要と判定された方には順次、特定保健指導についてのお知らせを送付します。

特定保健指導 とは	特定健診の結果(メタボリックシンドローム診断)から、生活習慣病予防のために運動や食事を中心とした生活改善の支援をすることです。 生活習慣病の発症リスクに応じて、「 <u>動機付け支援</u> 」と「 <u>積極的支援</u> 」の2つのタイプがあります。
--------------	--

少しのコツで効果がある特定保健指導を是非ご活用いただき、バランスの取れた食生活や適度な運動習慣を身に付けましょう。



社会保障・税番号制度(マイナンバー制度)

本組合において、マイナンバー制度関連の規程・方針を策定し、昨年4月より施行したことに伴い、個人番号(マイナンバー)を記載することが法的に義務付けられている届出・申請書(例. 資格取得・喪失届、高額療養費支給申請書)については、個人番号の記載欄を設けて、ご記入をお願いしているところです。

さらに、今年7月から予定されております地方公共団体等との情報連携開始に向けて、28年度中に本組合加入者全員の個人番号を取得する必要があるため、当初は加入者の皆様から直接、個人番号の提供をお願いする予定としておりました。しかし、収集作業の負担軽減、正確性・安全性を期するために厚労省から示された、住基ネットから個人番号を取得する方法を採用することとしました。



愛称：マイナちゃん

よって、加入者全員からは個人番号の提供をお願いすることはなくなりましたが、基本情報の不一致等により、住基ネットから個人番号を取得することができなかった加入者には、後日、本組合から個人番号の提供をお願いすることとなりますので、その際はご理解・ご協力の程をよろしく申し上げます。

熊本地震にかかる窓口負担の免除

本組合では、熊本地震により被災し、住家が半壊以上等の要件に該当する被保険者の医療機関等での窓口負担(一部負担金)について、平成28年4月14日から平成29年2月28日診療分まで免除しております。

免除の要件、10月から医療機関等を受診する際に必要となっている免除証明書の申請、すでに支払った一部負担金の還付申請については、9月末に発行した国保だよりNo.2に同封の文書をご覧くださいか、県歯会ホームページのトップページとリンクしている「国保組合からのお知らせ」をご覧ください。

保健事業の補助申請期限

保健事業(人間ドック、健康診断、インフルエンザワクチン接種等)の補助申請は対象年度内をお願いいたします。申請期間を過ぎますと補助が出来ませんのでご注意ください。



【補助対象期間】平成28年4月1日～平成29年3月31日

【申請期間】平成28年4月1日～平成29年3月31日

※補助申請書は、県歯会ホームページからダウンロードできます。

加入・喪失等届出用紙、補助申請用紙は最新の様式でご提出を！

資格取得・喪失届には、法的に記載が義務付けられているマイナンバーの欄も設けておりますので、保健事業の補助申請を含め、以前の様式をコピーして使用されずに、最新の様式でご提出いただくようご協力をお願いします。

日赤熊本健康管理センターからのお知らせ

3月末をもってPET-CT診断センターの方は閉鎖します。なお、健康管理センターにおける人間ドック及びオプション検査等はこれまで以上に充実した内容を提供します。

熊本県歯科医師国民健康保険組合

〒860-0863 熊本市中央区坪井2丁目4番15号 Tel 096-343-0419 Fax 096-343-0421